

鳥栖市訓令第16号

鳥栖市事務処理規程（昭和63年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月17日

鳥栖市長 向 門 慶 人

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前						改 正 後					
別表第4 各課個別事務						別表第4 各課個別事務					
1～7 略						1～7 略					
8 健康福祉みらい部高齢障害福祉課						8 健康福祉みらい部高齢障害福祉課					
○高齢者支援係						○高齢者支援係					
略						略					
○障害者支援係						○障害者支援係					
事項	市長決裁	副市長専決	部長専決	課長専決	合議先	事項	市長決裁	副市長専決	部長専決	課長専決	合議先
略						略					
4 <u>身体障害者福祉センター</u> に関すること。						4 <u>障害福祉センター</u> に関すること。					
(1) <u>身体障害者福祉センター</u> の運営に関すること。			○			(1) <u>障害者福祉センター</u> の運営に関すること。			○		
(2) 前号以外のもの				○		(2) 前号以外のもの				○	

9～13 略

14 市民環境部市民課

○整備係

略

○市民係

事項	市長決裁	副市長専決	部長専決	課長専決	合議先
----	------	-------	------	------	-----

略

9 自動車臨時運行許可に関すること。				○	
--------------------	--	--	--	---	--

10 児童生徒の転入学通知書の交付に関すること。				○	
--------------------------	--	--	--	---	--

15～24 略

附 則

この訓令は、令和8年7月21日から施行する。

9～13 略

14 市民環境部市民課

○整備係

略

○市民係

事項	市長決裁	副市長専決	部長専決	課長専決	合議先
----	------	-------	------	------	-----

略

9 自動車臨時運行許可に関すること。				○	
--------------------	--	--	--	---	--

--	--	--	--	--	--

15～24 略